（記載上の注意） ［１．～６．　略］ ７．次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。 ⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。） ⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額 ⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。） ８．リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。 ９．～12.　［略］ 13.　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12.　の注記と併せて記載することを妨げない。 ［４．・５．　略］	（記載上の注意） ［１．～６．　同左］ ［加える。］ ［加える。］ ７．～10.　［同左］ 11.　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10.　の注記と併せて記載することを妨げない。 ［４．・５．　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第６号（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から 　年　月　日まで）中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　略］ （記載上の注意） ［１～７　略］ 第１　［略］	**別紙様式第６号**（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から 　年　月　日まで）中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目　次 ［第１～第７　同左］ （記載上の注意） ［１～７　同左］ 第１　［同左］